

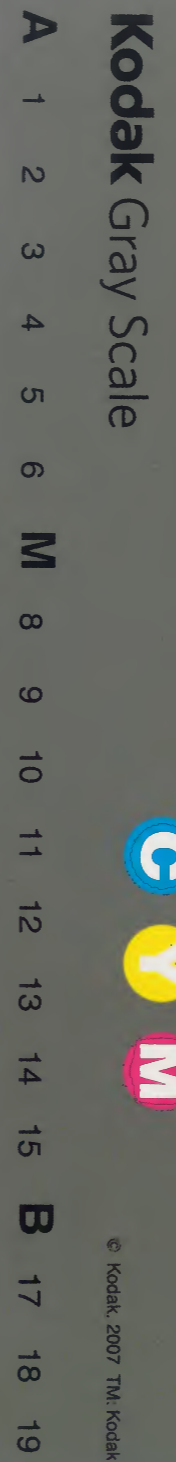
宮川夜話草

庫	文	閣	内
一四二函	五〇四七四號	五冊	和書類

五冊	一〇架	一九七函	五〇四七四號	和書門類
----	-----	------	--------	------

四

内閣文庫	
番號	和 50474
冊數	5 (4)
函號	142 132



宮川新法字忠三曰

祭主

神祇部



祭主家

弟^二若波殿と稱す大井^一は此神祇大副今ハ從二位
 あり上るより西神宮の養同又宮下の^二官知とも
 の^一氣^一氣官の^二官掌を^一執る物官と稱す又作爲^二侍養神^一
 事行ハ^二侍代^一の^二今^一神都^二に^一祭^二殿^一屋^二を^一置^二云^一四地^一
 ハ^二祭^一の^二儀^一を^二司^一は^二祭^一の^二儀^一を^二司^一は^二祭^一の^二儀^一を^二司^一
 事も^二皆^一ハ^二祭^一の^二儀^一を^二司^一は^二祭^一の^二儀^一を^二司^一

大信司家

司家司中或ハ大司山田若園野も稱す任有る大申位此神祇少副
今ハ後二位進めり毎年執管上る執事と定む司家
上書ハ極連の御政事と行ふ式あり御政事下年司家属官
權大司少司政所三檢非違使等五常一子神領衆五
る時祭礼の作法の御格七も裁り有る今御三なり
又祭家馬殿五御政の司家代り勅使と勅令

神祇少副。大副。少副若原。祐史ササキの五等五伯ハ
今の白川殿之謂三とせ王氏之祐史ハ三也志下ハ

神官家

げ系と權官家重代一家或ハ傍官家三も一ハ傍官家ハ

列内一方ハ為殿中川 井面 某 依ハ澤田 園田
七地荒高此之 外宮方ハ 檜植 松本 久志本 依ハ月
川崎 宮後 六地友志此之 若子遠祖 天恩一根命
神系と此一けやけ家一り西高一各十人宛補任せり
を正負の神官といひ千餘ハ權官一と云十人の長と一ノ
祿宣又長官一歴一も云兩高一各一人之正三位一のれ一ハ
後二位進らる二神一ハ後三位余ハ正四位上一の取切一
司家長官一卒志一又一何員一ハ二の祿宣長官一轉任
三より九の序と此一ハ昇階一十祿宣一人一を加補
又三四或ハ五之座一闕一ハそれ一上一ハ一備一

天下右しくゆく罪階は之は職帯の力を帯ず信子九後
淡路と傳ツケ又古法禁河の式と云ふるをて又川を裁す
或竹川ありしと云竹川に記せり温泉に伝するの類は卷同と傳しく勅諭を
裁するの例也南東より西東と傳しく御政を裁す彼款を
よ新ふ之は官家之事を裁するの儀なり子
なり

叙爵家

は家数有りて記し可く神高家と相同しく荒本田は
の二姓有れども正色の御堂は任七次権御堂は任一任
五位下より正四位上進し申古家系根より一と異此

家分繼も有る今ハ敬養以代祖考を改め疑い
ハ行ハ子良物忌部ハこれより但今十二家を内宮ハ
ハ御饗御連此勅をけきハ子良物忌部といふと升高と
等ハ御小ハ両宮より式文に記されハ御子孫なり
或曰度々此の祖廟ハ五ヶ所有荒本田此ハ一ヶ所の
度會ハ郡名ハ荒本田ハ名るハ度會ハ郡
ハ荒本田ハ末より古くは海乃をむるなり
ハ二ハ両宮分領の境より二姓混ハハ御
なれ今今ハ御考を重ハ意もハ何ハ御
寺ハ御齋堂ハ荒本田此ハ村山氏則ハ山田ハ

在りて家法候と成ししものと居て一と昔ハ祿宣
一人しと西宮ノ事仕せりし人ハ此等若狭
かゝるく今成りし河原屋下人

異姓家

け家ノ衆多なるを此源平藤橘 昭光 麻績 村元
宮本 泰吉之皆神御の家なりて前ノ二姓ノ對し
是丹家と云又二姓家より嗣ふと遷りて姓を改め
多く是を改姓家と稱し或ハ時運よかりし宅産
大りて叙爵家の要なきと家僕ハ此ハ物重も
間有今候家の専業主と居るもの

玉串家

玉串内人ウチノトノ玉藏内宮ハハツ治土公ツツギミ某外宮ハ春本
某御ミヤノ某ミヤノ又指ササ内文土公家ハ様田表ハ神ノ神意也
今ノ純正具玉ノ森のりし子如く此社ハ社民と建てる
ちしは土公も代々居宅を没けテ家僕の家ハ家名を
るの例ありと云又此神系なる故二姓ノ例ありと云
ノ昇進しと内文長官と對座の格あり春本家
布衣家ハ度々叙爵家

御巫大内人

け家異姓家山田ノ巫山以後ノ玉藏と叙爵家

歌きり神達文の時心御いかに神達を
奉り祀せり程を彼も御掌儀を深秘
職波之或事書よん御程の用材ハ高山内或ハ市中の
書本をも搜一彩ひとえり波う妾淡されのまはつ
すといと中もまへりて虚法なりけ御程の事いふ程
る状何の本なりや又何事の山より出るや職波のが
有る他の有るなり心御程の記といふもの可れと
説くといひいふに和名抄を盜類に巫加年
系は祝女之
加年
系は祝男祝なりと見えたり又廣日本紀よ五年
勝宝四年波後十七人流刑せり云々云々云々云々云々云々

神達なりといひ妖言を法新傳の程を合する神子山
伏奉船の類なるに一説巫ハ神祓道之上古神祓
の二種ありてその業妖術に流し及古俗を隨ふ
様すものありといひ御巫内人と同日の儀あり阿
ら

今尾別三列の御色より法より出く者も妖言
を奉りては業を有る者有或時彼後より謂を尋
ねる上御門庭門人陰陽師なりといふ系類あり
御本の事と波丁和名抄よ云々望の類あり
御筈作内人

山田^{（宗廟）}に遷宮の時西宮及相殿別室乃
御正躰を御遷宮の御旅榎とて作置し
秘事ありて其の標社造置の時又三
曲等の類とて作りし御遷宮御用材
御用材本末を山田に傳へて
格の書本十本の内
一本と御用材とて例有

故事部

宗禮

毎年六月九月十月と三祭礼と稱し十六日
十七日何之齊宮御坐立の時齊門親王系白

多ひ女孺連六奉由と奉^{（祀）}し以て
礼ありし今九月の例替使の三年第一の祭礼を
よほ正負の稱宣齋戒とて内の昇殿せし
神事所以とも奉^{（祀）}し

御遷宮

け武年八天武天皇即位十四年九月十日
七年と定りて今後七年と成今般代りて
あう九月と式月と一日といふ
後々勅使を彼殿上使言

主殿附の御役者一考相殿御役者と山田奉侍あり御用杖伐か

丁と山と云をれと凡く九年は成就之は造営と考す

職を所と云内高波果弁文八松本果た神宮

家之を属後と一既二既三既四既と云又親代と云りの

各一人けり四人有て治山五年六人一親九人考

中より古老と云者十部人是又一既と云て是ハ門文方の

式一と弁官方ハ親三人親代三人小三年七人古老九人

四既一一分と園と御造営の事と御庭廻と云三年

の月山と始終務と考以名とわけを考すの勤之

頭ハ既と云りのりは棟梁之是代りりのハ親代之考

頭三代ハ其地を知り人物あり小子の内古老と棟梁

と一と御と考之御用杖の松存七天中麻布申之

公命は信州本宮山より伐出尾別候の御寄成

あり造営の料 形方石ハ大板御板の内分治りては御用杖

と云申山田山田中ハ枝藤と考し若干の用

と云りハ神境考すあり此報也内宮ハ五千石川と

考のりせし考す宝地下考入り故に考す

或曰御教念の尺寸内文より弁文ハ少 棟木考

け時御事考の御神宮も内文ハ多し考す

元より治承ハ考す内文ハ治承考す

の良しや内侍家の神祇業を撰せしむるを今も法々
恭平の代に法々不化ふ意の神思と謝し奉る為業
意の善を撰やまし一人心を和し温同の神意をかあひ
奉らんよき意なるべしすべし深秘は致はさ道はあえ
奉の禮易なるん事を悟る能惟りて不化と不化す
たし一古物に何れも此よりも心もさる所も如し
けあさし法なるるべしとてしるべしを神思の父母の
命子と奉する。如し一賢愚の心をえしひく意
法ふまはりし一

は神業終しく本具七五三式正の儀とふまはりし

上ノ名並に願望し是を裁しむるを神に傳ふも
の如し一陰陽をきり先ハ神業の儀とてしるべし
而くけはれし名もきを思ふべし唯此の法を撰く
設けたる席中にも見えしむるも又大に神業と云
先巧法ココロカキ法モラヒふよ如く神業と云し
おせり高直神戶の意福生村より出りし
于前傳ハ志ハ

奏事始

是朝廷采女有此事始し西宮の二姓家者五人ハ
加級の名を奏聞し奉りし神代祀の神々ハ

奉事始と建られきりて社と号す月日と云一又
伊豫の律人小斎之の神再興と称せり奉事同所
時名も有らん勅答ありし一尚時宗前公奉事の
一と名きりしや神近文此後或降時山形奉事の
貴と云々加級の宣下あり是と也後略云

勅使行幸

例幣使大申位此王此麻部此卜部此の此此此
之四此の例幣使と稱せり申古上此の兼俱深計
の奉事と云永世奉事と除きし後三此を也
之此此此此此此此此此此此此此此此此此此

神再興ありし此系と云きり以外に臨時の勅使
由之奉幣一社奉幣使あり又云御勅使ハ希
一々山元文五年三月十日極所奉幣使
庭田宰相中納言重源卿御奉幣向有此奉幣向有

勅使御類云々

聖武天皇南都大佛の建立六神是神
歳通して橘徳光云と勅使と云神名と云
云云云云云云云云云云云云云云云云云云
云云云云云云云云云云云云云云云云云云
云云云云云云云云云云云云云云云云云云
云云云云云云云云云云云云云云云云云云

し七歳までおろし元より行基八家及びのち
此の形傳差せしむ又孝謙帝道徳法
仰ふ御遷居ありて此の歳まで和氣陰摩を
勅使として行基の形傳を衆ひて法麻呂
帰京して神意の叶ひしを差上せし
し道徳法を清麻呂の脚の節に截大階
の國一院せしむ或はは時長連道廣を勅使に
し之の歳までおろし御遷居ありて
事故清麻呂の法麻呂直にありし
められし勅使に之を差上りし

神代書天皇大統の事諸兄公勅して
るし行基を命じて代りし御遷居あり
えより御遷居といふ御遷居ありし
此の御遷居ありし御遷居ありし
の結末に御遷居ありし御遷居ありし
の巻に御遷居ありし御遷居ありし
又孝謙の御遷居ありし御遷居ありし
帝行幸ありし御遷居ありし

御代並歴代天皇

毎正月廿日御代並歴代天皇御遷居ありし御遷居ありし

言まハ波北獄谷の類ありしハ後世より死刑拷問
の類儀方禁裏の申され武門の事を信りし
後ハ公領の如く在りて凶刃廢長元和の如く
鄰郷より之支配差波文と持て愛せし

神領 此條存廢の地理と傳ふる

文祿年中 今の神領多川より岡の按地とて高
治郡少備七郎宗元花け逢年と来りし大國宗元
秀長よりりしとて俄に改題され之事 止且宮川
亦も三子より名の御宗元とて御宗元が
從然りて字

伊勢國多氣郡神領同原

赤千五百石 赤千村 上野村
中村 牛川村

百四十石 ケル

右令家附之宛令可社所者也

文祿三年九月廿日 秀吉兼帥

祭主

宮司

長官

神主

上人

伊豫國度會款内神領目録

拾三石 田邊村

三石五斗 依八村

二百五十石 野尻村

六十石 田島村

合五百五斗五石五斗

右合率附迄全可社洲者也

文祿三年九月廿日 秀吉奉印

内宮長官神主中

備

一今度伊豫國檢地儀能長所付恒文川内領

太神是乃教地也 而宮宇殿之と及河法檢

地也除

一西宮宮司神主 奉寄付檢以 神意奉教

法武以下櫻之儀而寄奉

一恒文川内山林竹木屋敷田畠亦如先款所法

于平法後知解之受

右之條之承代不可相違者也

文祿三年十月十日

山田勘平

宇治勘申

大漢勘申

惣州多氣郡一寺文村社領地未方政百石奉
以換地之令奉附平令の新所費也

十二月十八日

秀吉奉申

神主申

上人

比外之三奉り下知状よりその御書及右ノ物也
以御書下下 後乃の東照文御書下と云々の
ハあり御書ノ 稱するものも台座ニ云の御書下

より御代々下 ありの不便の如し 両宮之地の

前より字ノを揚り出立の旨

一伊勢太神宮領内可為守護使不入事

対徳法度如前ノ奉事大下付事

一噴流以海邊令停止し流着於遠地ノ藤若の

而及方課科 奉

一泰宮ノ奉り而先祝法武是外交付るは法武

より由而裁先判法武と云々ノ事

一西分系宮ノ奉事而宮ノ内可保生志御儀

より合カノ不事ノ奉事

附西宮師儀等者其多心也

一古來相傳其取以受不齊華也事

右之條之依苗家先判之例亦不有違實也

延享二年八月六日

御奉平 惇信院家重公 御奉

右之印之方の字 内文ハ仔細傳之ニテ奉考た

御師

東澄ノ年平の御師御授神宣光親神と云ふ
又度會光倫大藤次而是ともありて傳念宅に
えし今之條と云つて又豊氣太神の神宣也

保禰と云ふて去衛ノ面湯を乞ふと見たり今法
大藤と云ふて出るもの藤の根と神本と号け持

事あり今のみくする年平之條の別ちありけ言り

祈禱大藤と云ふて授ふはありて候家なりとの

ありされは法心する事なりて庶人のくも於之神

賦と云ふ名も縁の事なりて法心の助成となす是

所と云ふ名も初巻の意なりておきり中古まに

余之人寺院止名せし一内園系より来る人の初

りのを坊入布能と云ふ神儀は若替家より時

軍の故に于御師を授ふ事なり候運の法思謝

神領を踏せしれ又そ度なる候とて神領寄せ
しきりし事又何事といふ大概五位の位まで云
意なるべし 友名を交修し屬を司りたるは百官安
徳を朝廷の勅をとれし神領神祇の徒ハそれと
勤子神領をたしめしもの敷通されし我神祇の祝
於之礼せのれハそ武も廢りて三河を越中も傳
の敷造りし是も由以改りて古田家より洋書
と因りの決りしはこれ

由神ハ神領カ神の界ハ神ハ医師連神所の
神之詔カハ宣言之或ハ神宣言もつふハ神宣の

新叙を後述すの條に
出に家神學

我神文の神道ハ出に信濃度會延佳神と才母
元和元年ハ生息云々^{元禄三年正月十六日}卒せらるる氏ハ山田の
人家今の中にも及んぬ者の高きとて希まれ書林
の類ありしに取れ京も今の上り備つてされハ大部の
書ハ價を以て重むるは自由なりハ法ある所掃を
求く借り河ハ秘書書記の類ハ善く法書の取せ
ゆ〜四家の存念と搜ゆ〜倭姫世記ハ中長我
神ありしハ此書別本傳ハ神道

とり或ハ加茂ノ地ノ一ニ以テ府ヲ出スルト授命ニテ
寫本抄編ノ影ヲ古書底以テ見高リ各ノ事ヲ
集テ改テ或ハ關卷ヲ補フノ數ヲ方容易ノ
形以テ復文澤ヲ造立ニ神祇府ニ來テ予歲ノ
分明獨延佳神ノ切ニ修ク字ノ圖形ノ行ヲ
故後西帝^{後光明帝}敎感ノ余ノ應黃ト一爵一級セ物
ト修ク二方延佳神ノ字又ト起シ一神書記
派抄編改テ又述地ノ書ト若干ナリ予願后
久志平左衛門常新神主宗内ト一日本記四本記
ト澤モラる實ハ内勅ト一。殿下ノ命ナリ

夫ニ喜早氏度會^{キヨアリ}澤在化ト抄スル神子ト云々
又これより前澤ト何崎ト云々延貞神主里原氏
會^天卷弘神主因二方延佳神主由氏橋^{ナリツル}流朝臣
中西氏泰信^{タカノ}澤村氏源^{ヒロユキ}正岩^{ヒロシタ}由氏泰末清等
皆神子ト云ノ人物ナリト今示橋村氏度會^{タカノ}自身
ト云ク山頂尾別ノ親官在見^{タカノ}系^{タカノ}幸和ト云人神
書ノ雜文教卷ト出ス成地ト一神都考三卷
ト著一又中^{神ノ右}記^{神ノ右}神^{神ノ右}記^{神ノ右}日^{神ノ右}記^{神ノ右}古^{神ノ右}記^{神ノ右}ノ著述ナリ
今百年ノ明圖ト見スル澤也思フト一ト云
録ナハ新^{タカノ}地^{タカノ}島^{タカノ}一前^{タカノ}後^{タカノ}ノ德^{タカノ}ト云

園若て子原富有り。孫於ふと。今後世百年
一及び文字枝葉を年々精く月々厚く長
の足らざるは去りて今の滿るは尚尤之傳風傳
曰吾佛法よあまの空海に信す。一子信
よ及する事一重泥こと或筆書に延佳神と素
讀をもせ。一今之流傳を吐りて于時世の考
はあく今の流傳國字解の懸差は倍々増
と見えてこころを憂いとせるといふ事あり人の善を
掩ふは君子の罪人の延佳神に加級の對外宮
神と字を授けしと由勅とある事古例に

たうりといふ神と字と延佳なる事流傳は禁
河を渡りて正負の稱宣系内一好友の義同
止東武の裁りも及び既六十年を流く延佳の
利運とありぬと時神と字延佳の加級の事あり
たうりといふ事一其所家の事村に正岩が末傳
喜山^{正傳}喜山^{正傳}三入号一五後進ると憤り申す
喜山^{正傳}喜山^{正傳}八柱師家の後者なりは柱史古例に
故之^{黄齋沙汰文二卷一}

久志本家殿周道

後冷泉帝の時や康平延久の比は喜山氏は會常

任し其人を或時差同し高家神宮ありて其意
るき弟を對ふに神宮の医門を建つと即敷
ふ事い永代神宮の医家考ふと勅許を蒙りて
後萬七代に傳へて國防守常光と云人學問に
名鄰國に名をいし門下にも作をせり人衆多
し門下を名者顯と云人因て医術の傳へて天正
在熙雲の世奉りて小田原陣中候に又慶長
年一七積長神放鷹或は
縮毛の還御より大勢候の御
病繼曲業群系りて医術の傳へて常顯或は常
顯と云人因て
獨放云りて是神病瘡をせせと諸座より候者

又曰神病瘡の傳へて吾再い魁と云りて即ち其を
言上り神病と云りて言ふ事かたしなり神病瘡は
其瘡を言ふと勝田村におりて傳祿三年に傳へて
后善医業國に傳へて神病瘡を言ふ事かたしなり
之故に其神病瘡の医術を傳へて本家武部常尹も其
日元和三年二葉城におりて在熙雲の瘡を言ふ
と其伝大君に傳へて其會津に傳へて加賀喜多の病
を治し又天海僧正の病を治す或は薩州に傳へて
家久の病を治すに謝礼白浪言ふ所佩り衣類若し
或時松平三右衛門信總も病瘡なり今由來年人病瘡

守武元より連禱のありしを平石より通
 世に流布せる世中百首の和歌依流部法と
 毎句世中一の宗念を精養しして百首と
 ありしを和歌依流部法集世に流せし
 と書せしを今送ぬるを元來に延寶八年八月廿八日
 外卷のりあふし長次七十一歳と記せし由に享保
 中梓行しして画本と書きし又享保年中依流
 岩井田山に波靈廟を建てし所謂山田の祠也子
 實良跡^{柳澤}号^{松起}とて實に依流の今よびを好む
 と守武^{東山}の^人て建てし守武の禱を^今と^書せし

朝魚の今日に人新をのり

神出山^歌とて^今も^昔も^昔の^和風

天文十八年八月八日一初宣守武判

一説よは和歌ハ終るを別之流布る意ありと云ふ

新名所歌合

伏見幕の御宇永仁の安の以宗之定忠初に荒青社
 の神人新門を新えし新に神都の名所を是
 和歌の十首と書し判者前大納言大進^{藤原}重房
 集りて之と名所滑核^本事。泉水杜。岩波^里
 三津^渡。并^歌入^淡。河^邊里。後^波里。大^江橋

の国書法にわいあかへの物やこれに延てふ諸事
又いそ修言とす例も多し

後波家故事

内宮神事系（注）のちの信後波家と殿し國家なり
とつう大率長此と免事此の別あり元ハ宮川の邊
長位ありしもの言重遠信統整辨し内宮より後
波家外宮に松植家と禁裡の御所なりし書に
信之朝廷御所家の御所なりし西宮の神人の宮なる言
室祿万歳と有りする昔の儀なり何れも松植家
の御所なりし所なりしものや松植家為波家の神氣

家の魁家よりて京都の御免も化あり別く松植家
原より由來の時禁裡の御所なりしもの言重遠信統
整しするものあり又女御御所御所と稱言し御所の類と
告知しある所れに代り此御所と御所ともいふあり
一信養惣書を授く公元孝の勅定といふる例也
使の御所勅使御所向とつうとば西宮御所なりしもの
物もものなり信神事方一統の勅之在武御所ハ御
喜木実宅より御止者も勅使これと別ありしもの

松木家故事

外宮神事系ハ松植松木の史教多し申より故事も多

長官室曆年中の七友の家ハ世々善く志水も若くは随月
せし室甲申の事白文十八世の末葉に於て元徳年中一巻讀
の度分系圖の古巻と傳へり又若公の古巻ありき
後傳より系圖を撰りて御中殿ののりて載てり
直衣を云々あり上より御月筆なりと傳へり家
室の事一書文の事あり統系あり

檜垣家故事

今本家より予知山田西河系所より又檜垣を傳へり
田家ありて惣家所より今に傳へるを傳へり記より
記録遺るなり又天正年中一山田系の傳へり祈禱の大

蘇と教するは傳者ハ必敬之神塔方一人系下との傳者
そ乳を長途を理へて我れむとて何れは檜垣
内孫自成進と出りて武門御傳より傳へ命を
するは若くは神儀大蘇を傳へるは命を
るも若くは蘇分と自らて山田系を傳へり勤めお
りて傳へる病ありて身よりぬ故師一遺物色を送
るなりそ長壽よ 傳へりるる事ハこれなり
をいふとハおとさるを傳へるハ長の一傳
かり蘇の事 天正十八年五月廿七日の事なり

春木家故事

叙爵家度々世之山田中^{前より山田}ありて^{今藤を傳へり}東照宮
三河下^下堂子^下時常^下入御あり^一由緒委しく記し^一は大
猷大君^下為有^下大君の御代^下と^一眠也^一なる事^下意
容易^下之^下或は^下春本家の一代大君の例^下候^下平^下なる雨降^下
やと命^下仰り^下即ち^下堂中^下と^一眺め^下おぬ^下る^下降^下ら^下と^一申
却の方^下云^下満^下面^下と^一ぬ^下る^下と^一つ^下る^下御^下決^下の^下値^下不^下差^下言^下
せ^下ま^下し^下と^一を^下神^下助^下と^一傳^下へ^下く^下今^下ぬ^下る^下を^下傳^下へ^下春^下本^下家
而^下も^下さ^下つ^下又^下雨^下滴^下真^下の^下候^下一^下甚^下強^下可^下寸^下大^下君
を^下傳^下へ^下し^下あ^下ひ^下春^下本^下家^下を^下傳^下へ^下く^下退^下げ^下と^一命^下仰^下り^下于^下後
彼^下群^下る^下故^下と^一山^下突^下埃^下河^下ら^下ぬ^下御^下右^下河^下水^下に^下連^下一^下痛^下不

せし是を傳へく春本家の大ラツ口きと

似我蜂物語とふ弟我よと云降時あり

さめこのり而家おりのる御いん春本家前

不比の御年想とあり毎日此とと左府

せられ一介も毎々糸度此れも云急速に

山本家故事

内宮より東武の御師家^下の^下御^下今^下春^下本^下家^下と^一因^下此^下と

之とも年来由緒も云々あり元は山本家あり

荒木^下御^下より^下嗣^下を^下連^下く^下叙^下爵^下家^下と^一あり^下ぬ^下松^下光^下院

と由緒あり

上野家故実

叙爵家なる姓なる金山の山を以て東山と稱せ
今上野を
ものりよ
秀吉を入所ありて裁断せしむるに云々
信長公の御所ありしところを流りてえは山田を所
上野を以てふ家ありて武時の代故所にして其後を庶子に譲
り別よし家と建らぬに本家の事家とちりぬ一説に
最城の後家附子名を東武とて没収の御所ありし
時の代御守員永澤勇の人とて其後あり
神表頼り然新のりし時神表を方太の利運を新
りしやと傳ありし自永澤とて其後の如く精誠を盡せ

一今春木交う懸りし及び其豊臣家の時運運の如
よと云々神表を東武とて没収の御所ありし
神表頼り然新のりし時神表を方太の利運を新
りしやと傳ありし自永澤とて其後の如く精誠を盡せ
一今春木交う懸りし及び其豊臣家の時運運の如
よと云々神表を東武とて没収の御所ありし
神表頼り然新のりし時神表を方太の利運を新
りしやと傳ありし自永澤とて其後の如く精誠を盡せ
一今春木交う懸りし及び其豊臣家の時運運の如
よと云々神表を東武とて没収の御所ありし
神表頼り然新のりし時神表を方太の利運を新
りしやと傳ありし自永澤とて其後の如く精誠を盡せ

山家附料 衆多之 又信長公ハ院刑部家由決の
御師あれハ今以テ家元の清田家ハ大麻抄千紙
の清田家ハ皆上野 ありハ 大藤を御せり

山田大藤家ノ故事

畠姓家昭幼姓之干地名誠家号トするハ云々四家之
城州 宇治ノ宇治大藤云々家云々ハ山田大藤ト書考
の由決あり 宇治大藤の 天平勝安云々 御抄内云
徳吉奉ありテ子歳と解取トト 神宮雜記云々云々
復任 中古子歳と親族ハ附子 御抄大藤ト
云家者又新創集ノ系述云々 外支所 御師の御抄

換のり 上奏セ 達ヲ侍みむ 勅定
トテテ友人ノ人馬下馬新 北辺云々 宅ノ昔和ナ
一キ云々 い等 御師ハ家信を托ス 大般若抄を誦セ 御師
ト書衣の御末ノ御席を豊々 御師ト云々 御抄ハ祥
護も亦ノ席上ニ云々 家信を托ス 御師ト云々 御抄ハ
御師ト云々 御師ト云々 御抄ハ 御師ト云々 御抄ハ
御師ト云々 御師ト云々 御抄ハ 御師ト云々 御抄ハ
御師ト云々 御師ト云々 御抄ハ 御師ト云々 御抄ハ
御師ト云々 御師ト云々 御抄ハ 御師ト云々 御抄ハ
御師ト云々 御師ト云々 御抄ハ 御師ト云々 御抄ハ
御師ト云々 御師ト云々 御抄ハ 御師ト云々 御抄ハ

一統ぬ又文治年中は一代元をいふ人の系法紀
又元を百首といふの神教の傳へく月流とせる
書ありけ家薩州家と由決ありて傳へども一系
の神神は末家より傳へると云ふあり元八山田大徳
集といふ一法一の家名を著しありけ家八今
古別心守の神神一とて古名我部宮内少輔盛親
と由決ありて千代盛家の一代と盛親をいふ
總員といふ今いふ

三日平家故事

是れ家傳之先井子左衛門尉徳光よりて

後奥州秀衡の庶流なり源一及田原代官名あり
の字をいふ三日平家源節又傳交四節ともいふ
南都津住松前相馬岩城三壽の辺傳へともいふ
也傳へともいふは并法圓よりて其の別ありて神神の魁家
ニ又古今權衡と云古記に應永三十二年五月十六日
揚朝臣秀延從五位下度會通朝臣古今傳授あり
ん秀延は三百餘代は秀延和歌をぬり百首を詠く
當時の宗道ありて其りりり秋老の系ありて藤原山内
き臨とありけは傳へけいといふて其りりり
見ぬて後世を後とて百首を詠て其りりり

神凡や仔細の傍敷うよさし河とていふこと
も所と権者よりあひらきしや

徳光公の末葉あるは波勅使とてし地は遠海に

時の最風なりとて又鳥羽の城との橋はなるも二

まことの洞なるも三つ常家元は果水村に居り

果取と家名とて徳光公と社殿に記し其後宅を

今の所之川後とて道毎三つある市場あり故是

三日市場と呼せ終に家名とあせり此のトコ村子の仙臺

炭室の御所は父保念寺とて常家公の昔より徳内

御所の昔より大社とて依願山所由國師といひ

御所も立ち了磔八加列とて御所は福井に依領分は

神と細川は三村と物分は福徳御所統支土別炭室

た出領分は益支とて例あり徳内の御所は

家支とても三つ薩州の御所御所は徳とて

一系せりけ敷とて支領領との御所は三浦家御所

とて國におのそは御所とて入事しむ

岩園家故事

岩園家名も姓之介宮二親戚とて岩園家名又之候意

支とも云那須子常宗之資高ハ徳とて扇を射し時の利

と信と凱陣の後本五下野とて芝山令丸の二村一と

除け家_子緒_り之_を書_寄附_状ハ焼_失セ_し一_百餘_年の_今下
除_地と成_石此_等三_國交_と出_地類_{あり}と考_察千_年貞_ハ
金_納を_以一_毎家_本波_地に_付て_千年_の事_とを_辨り
只_花深_死刑_のゆ_りの_ゆれ_ハ鄰_ハ沖_代者_{あり}れ_む
の_例之_代也_も古_今干_山佐_希と_云今_吏代_沖橋_ハ
家_那次_世希_と稱_せる_も即_チ予_市字_了末_系孫_孫
千_石本_彦石_住せ_る一_百餘_更も_沖沖_橋と_勅す_由
流_とし_まん_け子_村ハ_元和_沖流_世も_流末_代除_地
る_も一_の沖_要附_を在_照言_う下_一揚_り今_の
沖_糸布_も是_り也_。

一説_ハ此_故美_ハ本_家久_候念_矣也_一也_一也_一
以_ちや_不謂_河り_もは_家家₍稱_せる_もと_云

坂家故事

叙_辭家_荒本_姓山田ハ日野氏
村_を以_地と_し由_流の_存留_也一_秀名_之の_沖到_地也_流り

干_石一_今云_奉書_二也_一
考_ハの_也通_也也

今_一度_田地_持と_小任_地也_予也_出入_城

曰_く此_故也_布り_日安_川内_也是_親也
仰_付上_志流_長至_る向_南也_故不_可也

お遺_書也

天正十巳

秀吉公

三月廿四日

御判

田代持中

坂元重之丞

板倉

板倉家御事

叙爵家荒本^〇此の古屋村と並つるさう村の住地板
 家と爲す古山集附と子らの
しりしり言ひまゐる又中川系も此家の支配地とす
 其後四つにさう村は既一五百年の古文書あり富永
 年中さうの住人ホ一揆し守藩士の地を以て村

板倉家の支配を承けし事海より東武より西武
 此のさう村は既一一家一人も不承り此之を
 秋に別帳を造りて其の内に住人を修め如
 于家の支配は此の二家の文書の昔は山田方の
 左村山掃に於て別ハ高と強勇とを修めし事
 情に神意を恨みり并之の教令を放火し月害
 此の之は武別ハ板倉武標^{カト}男武高^{ウラ}の因縁を以
 其の之を村山と改す宅地ハ今持村とす宅地と持
 佐城山といふ武別ハ高ハ今も村山掃といひ下甲
 町といふ板倉家も元ハ中村に居りし事山田の

任右の流れの流るる知ぬ

三家ノ御朱印

福徳伊豆叙爵家度多姓沖系平五子石松尾忠前
叙爵家流本四姓同百石丹花忠多美丹家五子石
皆美濃國長柄川の辺に采地あり世依是ハ忠忠宮妻
木家おあり圍其の緒カケヒトありしと云ハ安法入
秀吉公家附代の流券を改めありしに三家の由流を獲
違りて古来の如く除きたる物と明りありしに其由
一説に上吉の神戶御厨御園の頼法園主ト云
家くよありしに幸ふしに三家ハ其儘に置しと云

と云 宇治山田の四家と傳ゆる由流古実必此ト云ハ此ハ

今去人の存候のハ大概奉て手叙と云まらん其久

きの傳來祖齋家ト云ありし

ホウガタメ

毎正月両宮を代の外えけるあり又此の神社の造営或

正月神の事然るに物たるもの事無く地と云也

是を勤て手流し帯の翁舞あり一説今の信濃家ハ云

神社附屬の宗人之存候の三層ハ古旧く春日ハ今春日

且ハ八回音の勢是之翁舞ハ淫曲家秘ト云物あり云

能ト云あり上古神ありて養子と云敬業ハ皆翁の勢あり

手と時せうして、土佐ハ多シ今ノ能と干あよそのし
混せ、之公庭彦家ノ敬と成加行後、司のあをい
怨灵母傷の類ハ神者、林忠のそのなり

伊勢の三府ハ勝田本、和名、後、近喜、五、其、
若、文、川、弁、ハ、住、居、氏、名、を、家、号、と、せ、う、今、ハ、山、田、氏
漢、の、字、は、後、攝、田、十、葉、う、云、ホ、ウ、カ、タ、ハ、方、也、の、因
土、安、徳、の、之、と、そ、弁、ハ、他、來、の、一、一、波、防、信、一、と、し
されと傳ふ、芝の古き、実、而、之、於、ふ、ら、く、ハ、上、古、神
前、之、を、奉、せ、一、藪、葉、の、造、て、名、傳、ち、る、の、と、案、人
の、形、を、混、り、し、く、申、古、方、ハ、地、名、の、の、ち、は、し、純、ハ、東

山敷の代り、お、り、能、物、は、な、れ、別、ち、る、の、以、之、是、も
そ、原、ハ、東、鑑、ニ、記、せ、る、舞、曲、の、形、を、う、出、る、物、に、し、

御頭神事

毎月十五日、節後三日、山田市中、所、く、は、じ、り、り、と、人
若、去、神、宗、と、云、昔、ハ、魔、物、な、り、と、し、其、を、二、ツ、合、せ、て、柳、子
頭、の、形、と、化、し、祭、治、ま、ハ、鏡、持、ひ、一、と、今、も、都、々、ハ、八、葉、を、
今、の、御、頭、と、云、ま、の、御、事、の、形、を、う、柳、子、頭、の、敷、ハ、新、色、を、
と、云、一、若、百、年、経、れ、ハ、里、人、を、祭、神、の、神、所、と、云、り、され、ハ
け、祭、治、ま、ハ、持、の、と、子、持、り、た、か、ま、切、拂、や、り、何、り、波、鏡、持、
代、一、と、の、名、は、祭、正、徳、の、御、と、ハ、物、屋、の、れ、ハ、所、々、大、炬、火、と、云、

りのみくく今も然る又積本とつきの流れは徳色一ありと云
田積本ハ予割りも其より別種と古来今傳ゆる傑作と云
け少頭ハツハ午類社今社版ノ社大社為社為社
兼曲社為柳子之け社版ノ附屬の柳子以て予の
よ〜〜け社号ニ祀神ハ祀す予氏子といふのけ
系ノ必強訂〜〜物證證云と事とすれハ他邦の人
見て悟〜〜け川柳子
社版
山田市中夜病流け時ハ鬼形人形大寺ニ交ニ交り地
形通す持出焼拂ハ或ハ流せ〜〜國傳を以し

追遺

夜鬼を送るの意をせり〜〜
葛靈草と束〜〜人形と製り、若くは是を是を自り
我社まき月夜〜〜是を月の外庭すも亦地〜〜見えさ
又形代カゲの〜ハ〜〜
予のち〜〜源氏東屋の巻
見〜〜人の形代ハ〜〜
け追遺厚蓬の類と云けり予承〜〜
予心候容候の不佳を追平水のみ〜〜又西〜〜
鬼を遊〜〜カニヤシ〜〜
流

ドウヒ

法華世義寺三宗院より九月下旬より十月下旬まで三
十日の間法燈會として法華經を書寫し其勤修の境天
傳を授け山田の靈地を以て祈りて其功すか神興ふき
のそのと與ふひ為大報して離ハナレ 苑ハナレと都ツり奇傳お云
け奉り意受ふ所より其の志の意樂な花はけ式ありり
尚山樂人給てちられいす状とせざるのこ又け法燈會の傳授
結帛とせせし奉り其を意し一宮燈は月あり井あり其の法華
紙を洗葉をもと目の靈地を式なり本朝におありけ法燈會
城地あり尚山のみハ橋州書寫山ありけ時世義寺の傳
授奉りたる履ののそ月の子奉り奉り三節とて其を

飛おし切頭は花法をけいりり其の加茂の田植もけ奉
るものよ角の所よりえより其の神人の社法の毎多秘せるを
授けられは法華と一致する由法も授けたり其の法を授けり
ドウヒの各義古今解せん或曰吾樂と云似て尚大報
を以てする言ドニ井とゆえりり其の神のありは
或曰吾樂山と云め法燈ののそありりり其の法を授けり
ハ神傳より其の法を授けりり今法華を授けりり其の法を
授けり法を授けりり其の法を授けりり其の法を授けりり
同其の世空ハ法華の精を傳たりとけりり其の法を授けりり
これハ其の法を授けりり其の法を授けりり

石鏡

此事申陽軍鑑より礼券に小四の戯りてしを由海と違り
傳へしとんくく京師ハ山吹のまきく酒橋夫下款の
位より文く日条河系におろく隊伍と分ち構ふ初本を祇
と為るの多りし故公命を止め正徳享保の頃とハ神
都よりしるまて小吹のまき合とて又七月冬の日
いふ船遊式に記せも今も幸せ初は又正月初子の日
童男集りて空地うくちを構保と為り流とすけ用と
し人交り積むる藪或ハ板橋の勢も望とれども擧
せは今ハ昔の如く一三状を遺す

石鏡ハ石打ノケと略して千を濁りハ略濁の例也又略
してとをの例多しこれハ礼世の修風を元禄の
頃と少情陸奥より前の沙弥神事の宣統或ハ仇俠
の後衆道の遺恨をそそむ傷めたるの氣多かりき
治世の徳化年月ハ流して若流と成りてそそむ難き
年寄三方

御年下ノ年寄たのみ是之に治よあ千家を年寄氣又云
合氣も山田よ世のあも三方中又年寄も云既ハ公庵
子山田と云とあせし京江戸信光の勢ハ似たりといふ事
矣天概ハ叙爵あり神儀ハ公智也氣帯とれハ

東武津年賀ノ宿帳を考せり山田世臣の叙ハ中古公名連
名と出ず知少願座の家と除為時勅の叙の事を記せ
し故を通りて定りぬ四家幾家とすも叙は傳へし後
け外ノ字治山田ともて一御を支配する年考武ハ月行
事と考りぬとす不任有山月行事の
名ハ存せり

前ノ云三宅人の叙ハ水之永孫天公の古文書ハ三方三ッ
判といふの如そ山田を三方ニ判テ支配せしものあり
又寛文の比山田ハ日希傳候しと勸進徳興行の指券
とすは山田大室司教于次ハ長官神高家于次三方中
于次ハ三方ニ准むとす當時縁家七家の指券とす多く

里人んて三方服と略しと

主従

神形ノありて農工高しとて皆主人あり武門のそと食祿を
請ふハ此ノ系屬系仲りともて一等上考子そののみと考
子より主人といふべ考親とも又代國ハ大麻を織りし出る者を
代名とも出流ハ公命ともて代と略り是ハ武門の後の如く
家無縁法とも主人ノ家記して後行ハ家の主人と

肥前佐賀屋ノ御師方の書考橋村紀希交代名流傳傳
信濃守務成と書る古文出の形公然とる名目と略ハ本意也

死葬假服

祢都のそ不縁のもの死を考ふと見ゆりせし事の時今
 病氣重くしと云々聖方と信ず即日夢を送りて帰路より喪
 後を考へて一忌服は飛り先をいやがケの葬といひ墓を
 とは生れの物と云ふと古法を考ひ最終モツトモといひ及ぶ又
 病床を死をす時ハ中を葬礼といひて石を被知 本床の
 人服類ちりさるも觸縁を考ひ古法之昔ハ葬送の時送じ
 ぬ彼ハヤガケ白登を送るやとて枕打松板を拵せり柔徳
 の婦人ハ駕のこゝ市女を並せぬ又女房達をいひゆの体
 衣を考へば笠をかむるに竹を古神の葬式ハ納馬の
 ち礼をれい古風今ハゆるりのちん今ハ君父又母夫

中この為一年と云ふ圖書假寧令の節假ハ暇人
 寧ハ安やすと云ふ一々東京の法司毎六日は一日の休暇を
 休暇と云ふ又毎死すまは休假と信ずてあふと出た安
 閑やすもあつり即今の假之後ハ喪服を考ふり別を云今ハ果
しと信
 又後記の紀ハ法之忌ハいときらぬの忌或ハ忌忌
 の類之我神宮の假後ハ考へ親族の物考を正し血肉の
 厚考を要とすま門ハ主人神運の坂或ハ貴又母
 の忌服ハ実又母より考へて是を義忌と云神考り
 義忌といふもの陽朝庭の
古法なり 氏門ハ忌考ふと云ハ下を云
 一々上よりハ何事を用ひぬハ忌申たりと云

ちく勤しよる命之天下の法令を破りて其の教を減し
免さるるは其の又神於肉食の觸穢を以て嚴密之
由肉食食辯と云ふの如く且香川氏も菜を避るも
其之を述さるる家正身神皇辨肉食食辯を著し
ゆつて其大之ハ三の如き一七ツの是を掬むとすを
懐免る心と申あはるる一或同猪鹿を食すれば肉
大とて其忌程免の類は其の如くや若くは回動肉
の形別て其苦一鳥ハ是は次と魚ハ物と菜蔬等
ナク類一惣免は其の菜とナレハ大概穢とすべ
世紀一 太神宮御遷幸の時文川のよめて麻の宮

流き止りしを倭姫命にのみ穢ハ一とて其を避る
るありし人の見え穢きものを食し一神前を汚るるは
りり不可と云ふるの前は侍る者^{ユラミ}菜蔬の類ハ食せざるを
云ふ一正身此神宮内の罪殿せしむる前ハ其の齋
戒として其れ免免のりのを忌神儀の後者の余も
前三日の物忌致齋教前の古法あり其皆教神の如き
は穢る古法一己のせむるは菜肉を食す
も又古法と忌後觸穢の穢ハ己を懐むの如く言ふ
て述るとし上古ハ終りては觸穢を毎事
朝廷に窺ひし申古くは文保の記承正記を執りて

神をよそへ候り

西川氏より水云考曰日本人性好清勁潔白物忌
陰濁穢氣之類厚子吉禮薄山礼と云々然り
本朝外土の觀斷あるを云々
茶選り多の皆古今を混りて備不備の時世を
てん碑云ハ大古大食を多しとて長壽此ハ肉類
菜蔬も生きて食し本朝ハ清世靈園を流り
于前ハちきものこみ千の老ハ帛キヌと云々
麻布を用ひて足さりと云々今世人古風を
しめて改むづる也

穢人

神境より重刑大罪ハ掃馬也囚獄も穢人候て
帯人ハ拷問死刑のものと云々入牢のものハ別當の食
を廻カケ給候り朝夕給り其ハ死刑極まり公知り
按りあり又法云と云ある同の山澤田坂のもの海田坂を云々
おむとある山の乞食ト云大谷家沖東あるも同を賜りし
有の事云人も祝しを施すの例と出たとい結句と云
于取此人ハ勢を承れ糸文人云々怪しむ伊勢乞食と
いひ傳へ又此地比丘危といふものも乞食が穢人
ハ此に希ハ刺殺しを農高家の妻と云々

一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著
 一 巧 成 略 一 物 類 一 歌 詠 一 雜 著

宮川夜活子卷四 畢

